

「地域と共にある学校づくり」応援隊事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、団体及び企業等（以下「団体等」という。）が、教育分野における社会貢献事業の一環として行う出前授業や見学受入等の活動（以下「応援隊事業」という。）を県が推進する「地域と共にある学校づくり」の取組として、団体等と学校・園とをつなぐことを目的とする。

(「地域と共にある学校づくり」応援隊ネットワークの登録)

第2条 この事業の目的に賛同する団体等を応援隊ネットワークに登録できるものとする。登録期間は登録日から当該年度の3月末日までとし、以降は1年毎の自動更新とする。ただし、以下の団体等は対象外とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とした団体等
- (2) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等
- (3) 必要経費を除き、学校に費用負担を負わせる団体等（ただし、遠方からの旅費は除く）
- (4) 各号に掲げるもののほか、「地域と共にある学校づくり」に係る活動としてふさわしくない内容を有している団体等

2 団体等が、応援隊ネットワークに登録し、応援隊事業の提供をしようとするときは、「応援隊ネットワーク」登録申請書（第1号様式）を人権・地域教育課長に提出する。人権・地域教育課長は、申請内容を審査し、当該申請を行った団体等に結果を通知するものとする。

3 人権・地域教育課長は、必要があると認めるときは、応援隊事業を実施する団体等の規約、役員名簿、活動実績等の資料の提出を求めることができる。これらの提出がない場合は、人権・地域教育課長は当該団体を応援隊ネットワークに登録しないことができる。

4 人権・地域教育課長は、審査の結果、登録することを決定したときは、速やかに申請された応援隊事業を応援隊ネットワークに登録するとともに、奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課ホームページ（以下「ホームページ」という。）に「応援隊ネットワーク」登録申請書（第1号様式）に記載された内容を掲載するものとする。

5 前項の規定による登録を受けた団体等は、登録した内容に変更が生じたときは、「応援隊ネットワーク」登録変更届（第2号様式）を人権・地域教育課長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第3条 人権・地域教育課長は、登録団体等が前条第一項各号に掲げる団体であることが判明した場合、又は登録団体等から「応援隊ネットワーク」登録辞退届（第3号様式）が提出された場合は、登録を取り消すことができる。

2 人権・地域教育課長は、登録団体等の信用失墜行為があったと認められた場合は、登

録を取り消すことができる。

(応援隊事業の提供)

- 第4条 応援隊事業は、教職員、地域コーディネーター等（以下「事業依頼者」という。）からの依頼に基づき、登録団体等が提供するものとする。
- 2 団体等は、依頼があったときは、速やかに依頼内容についてその協力の可否を決定し、事業依頼者に通知するものとする。
 - 3 事業依頼者は、応援隊事業の提供を受けることとなった場合は、団体等と綿密な調整を行った上で、応援隊事業を実施するものとする。
 - 4 応援隊事業は、事業依頼者の責任において実施するものとし、依頼から事業終了までの対応については、団体等と綿密な調整を行った上で実施するものとする。
 - 5 団体等及び事業依頼者は、応援隊事業実施後、人権・地域教育課長に「応援隊事業」実施報告書（第4号様式）を提出するものとする。
 - 6 人権・地域教育課長は、応援隊事業に係る情報を提供し、応援隊事業の利用促進を図るため、前項の規定により団体等及び事業依頼者から提出されたアンケート等をもとに実践例をホームページに掲載することができる。

(応援隊の特典)

- 第5条 応援隊に登録された団体等には、以下の特典が付与されるものとする。
- (1) 団体等の活動において、人権・地域教育課作成の「ならの教育応援隊」の名称及びロゴを使用できる。
 - (2) 団体等の事業所情報及び応援隊事業の内容、今までの学校との事業実績、団体等の紹介・特色等（第1号様式）をホームページに掲載し、広く県民に紹介できる。
 - (3) 人権・地域教育課主催の学校支援等の研修会において、ブースを出展するなど、学校関係者・地域住民等参加者に活動内容を紹介できる。
 - (4) 団体等が事業所等内で開催する教育関連講座への講師派遣を人権・地域教育課に要請することができる。

(その他)

- 第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は人権・地域教育課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月14日から施行する。